

消防予第236号
平成21年5月26日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

消防法第8条の2の3に定める特例認定に係る運用についての一部改正について

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の3に定める特例認定に係る運用上の留意事項については、従来から「消防法第8条の2の3に定める特例認定に係る運用について」（平成14年11月29日付け消防安第117号。以下「117号通知」という。）により運用していたところではありますが、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成20年総務省令第105号）が平成20年9月24日に公布され、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第4条の2の6に規定する防火対象物の点検基準の一部が改正されることとなったことから、117号通知の一部を下記のとおり改正することとしました。

貴職におかれては、下記事項に御留意いただくとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 117号通知の一部を次のように改正する。

別記 特例認定に係る検査項目等中

命令の有無	申請日前の3年以内において消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定に基づく命令（申請対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けていないこと。ただし、平成14年10月25日から起算して3年を経過するまでの間の申請については、これに加えて消防法の一部を改正する法律（平成14年法律第30号）による改正前の消防法第5条又は第17条の4の規定に基づく命令を受けていないこと。	(略)
命令事由の有無	消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令（申請対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けなければならないこと。	

を

命令の有無	申請日前の3年以内において消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定に基づく命令（申請対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けていないこと。ただし、平成14年10月25日から起算して3年を経過するまでの間の申請については、これに加えて消防法の一部を改正する法律（平成14年法律第30号）による改正前の消防法第5条又は第17条の4の規定に基づく命令を受けていないこと。	(略)
命令事由の有無	消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条	

に、

	の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令（申請対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けるべき事由が現にないこと。
--	---

防火管理者選任（解任）届出書の有無	(略)	消防法第8条の2の3第1項第3号
消防計画作成（変更）届出書の有無	(略)	
防火管理業務の一部委託	防火管理業務の一部を委託している場合は、消防法施行規則第3条第2項に定める事項が申請防火対象物の消防計画に定められていること。	
管理権原を有する範囲	防火対象物の管理について権原が分かれている場合は、消防法施行規則第3条第3項に定める事項が申請防火対象物の消防計画に定められていること。	
大規模地震対策特別措置法の指定	申請防火対象物が地震防災対策強化地域として指定された地域の防火対象物である場合は、消防法施行規則第3条第4項に定める事項が、申請防火対象物の消防計画に定められていること。	
消防計画の実施	消防法施行規則第3条第1項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	
防災センター要員に対する講習の受講	平成6年11月28日付消防庁告示第9号に定める防火対象物のうち、防災センターが設置されている防火対象物の防災センターにおいて、当該防火対象物の消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等に従事する者が、平成6年11月28日付消防庁告示第10号に定める講習を受講していること。	
訓練の実施回数	(略)	
訓練の事前通報	(略)	

の有無	
共同防火管理協議事項の決定及び届出の有無	消防法施行規則第4条の2第1項に規定する事項が定められ、届出がされていること。
避難上必要な施設等の維持管理	(略)
防災対象物品に対する表示	(略)
圧縮アセチレン等の貯蔵等の届出	(略)
消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持	(略)
設置届出書の有無	(略)
消防法第17条の3の3による点検及び報告の実施	(略)
法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める事項	(略)

防火管理者選任(解任)届出書の有無	(略)
消防計画作成(変更)届出書の有無	(略)
自衛消防組織設置(変更)届出書の有無	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物(同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。)にあっては、消防法第8条の2の5第2項の届出がされている

	こと。
防火管理業務の一部委託	防火管理業務の一部を委託している場合は、消防法施行規則第3条第2項に定める事項が申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること。
管理権原を有する範囲	防火対象物の管理について権原が分かれている場合は、消防法施行規則第3条第3項に定める事項が申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること。
大規模地震対策特別措置法の指定	申請防火対象物が地震防災対策強化地域として指定された地域の防火対象物である場合は、消防法施行規則第3条第4項に定める事項が、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること。
消防計画の実施	消防法施行規則第3条第1項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。
自衛消防組織の業務の実施	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、消防法施行規則第4条の2の10第1項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。
共同自衛消防組織の決定	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）のうち、消防法施行令第4条の2の5第2項の規定により、その管理についての権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、消防法施行規則第4条の2の10第2項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。
訓練の実施回数	(略)
訓練の事前通報の有無	(略)

消防法第8条の2の3第1項第3号に、

共同防火管理協議事項の決定及び届出の有無	消防法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあっては、消防法施行規則第4条の2第1項に規定する事項が定められ、届出がされていること。
避難上必要な施設等の維持管理	(略)
防災対象物品に対する表示	(略)
圧縮アセチレン等の貯蔵等の届出	(略)
消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持	(略)
設置届出書の有無	(略)
消防法第17条の3の3による点検及び報告の実施	(略)
法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める事項	(略)

改める。

2 その他

- (1) 上記の改正部分の運用は、平成21年6月1日から施行する。
- (2) 改正新旧を参考として添付する。

消防法第8条の2の3に定める特例認定に係る運用の一部改正に係る新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新			旧		
別記			別記		
特例認定に係る検査項目等			特例認定に係る検査項目等		
検査項目	判定基準	根拠条文	検査項目	判定基準	根拠条文
管理開始日 命令の有無	(略)	(略)	管理開始日 命令の有無	(略)	(略)
	申請日前の3年以内において消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定に基づく命令(申請対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律に基いていない場合に限る。)を受けていないこと。ただし、平成14年10月25日から起算して、3年を経過するまでの間の申請については、これに加えて消防法の一部を改正する法律(平成14年法律第30号)による改正前の消防法第5条又は第17条の規定に基づく命令を受けていないこと。	(略)		申請日前の3年以内において消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定に基づく命令(申請対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律に基いていない場合に限る。)を受けていないこと。ただし、平成14年10月25日から起算して、3年を経過するまでの間の申請については、これに加えて消防法の一部を改正する法律(平成14年法律第30号)による改正前の消防法第5条又は第17条の規定に基づく命令を受けていないこと。	(略)
命令事由の有無	消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令(申請対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律に基いていない場合に限る。)を受けていないこと。	(略)	命令事由の有無	消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令(申請対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律に基いていない場合に限る。)を受けるべき事由が現にないこと。	(略)
取消しの有無	(略)	(略)	取消しの有無	(略)	(略)
取消し事由	(略)	(略)	取消し事由	(略)	(略)

の有無 消防法第8条第2項第1点による報告の実施	(略)	(略)
虚偽報告の有無	(略)	
消防法第8条第2項第1点による結果	(略)	(略)
防火管理者選任(解任)届出の有無	(略)	
消防計画(変更)作成届出の有無	(略)	
自衛消防組織設置(変更)届出の有無	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物(同条第2号に掲げる防火対象物)については、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。)にあっては、消防法第8条の2の5第2項の届出がされていること。	
防火管理業務の一部委託	防火管理業務の一部を委託している場合は、消防法施行規則第3条第2項に定める事項が申請防火対象物の消防計画に定められていること。	
管理権原を有する範囲	防火対象物の管理について権原が分かっている場合は、消防法施行規則第3条の3に定める事項が申請防火対象物の消防計画に定められていること。	

の有無 消防法第8条第2項第1点による報告の実施	(略)	(略)
虚偽報告の有無	(略)	
消防法第8条第2項第1点による結果	(略)	(略)
防火管理者選任(解任)届出の有無	(略)	
消防計画(変更)作成届出の有無	(略)	
防火管理業務の一部委託	防火管理業務の一部を委託している場合は、消防法施行規則第3条第2項に定める事項が申請防火対象物の消防計画に定められていること。	
管理権原を有する範囲	防火対象物の管理について権原が分かっている場合は、消防法施行規則第3条の3に定める事項が申請防火対象物の消防計画に定められていること。	

通報の有無	
共同防火管理協議事項の決定及び届出の有無	消防法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあっては、消防法施行規則第4条の2第1項に規定する事項が定められ、届出がされていること。
避難上必要な施設等の維持管理	(略)
防災対象物品に対する表示	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

通報の有無	
共同防火管理協議事項の決定及び届出の有無	消防法施行規則第4条の2第1項に規定する事項が定められ、届出がされていること。
避難上必要な施設等の維持管理	(略)
防災対象物品に対する表示	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)